

平成24年度はたらく母子家庭・父子家庭応援企業表彰基準

○母子家庭の母の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等

次の要件を全て満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母の雇用に熱心に取り組んでいると認められる企業等を表彰することとする。

1. 全従業員に占める母子家庭の母の割合が3%以上であること、または、全女性従業員に占める母子家庭の母の割合が7%以上であること。
2. 母子家庭の母の正社員を一定程度雇用していること。
3. 母子家庭の母として平均勤続年数が2年を超えていること。
4. 母子家庭の母が仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土があること。
5. 重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
6. 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

○父子家庭の父の就業支援に積極的に取り組んでいる企業等

次の要件を全て満たす企業等であって、かつ、父子家庭の父の雇用に熱心に取り組んでいると認められる企業等を表彰することとする。

1. 父子家庭の父の正社員を一定程度雇用していること。
2. 父子家庭の父として平均勤続年数が2年を超えていること。
3. 父子家庭の父が仕事と家庭を両立して、働き続けやすい企業風土があること。
4. 重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
5. 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。

○母子福祉団体等に相当額の事業の発注を行っている企業等

次の要件を全て満たす企業等であって、かつ、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業機会の確保に熱心に取り組んでいると認められる企業等を表彰することとする。

1. 「母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする団体」や「母子家庭の母又は父子家庭の父」に対する年間発注額を母子家庭の母又は父子家庭の父の雇用人数に換算し、母子家庭の母又は父子家庭の父を除いた従業員数に占める当該換算した数の割合が3%以上であること。

2. 母子家庭の母又は父子家庭の父の福祉を増進することを主たる目的とする団体や母子家庭の母又は父子家庭の父に対する年間発注割合が一定程度であること。
3. 重大悪質な法令違反がないこと及び社会通念上、表彰するにふさわしくないと判断される問題がないこと。
4. 過去に本表彰制度に基づく表彰を受賞していないこと。